

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
<p>②事務の内容 ※</p>	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、以下の事務を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 被保険者資格の取得・喪失・変更に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> 被保険者等から国保資格に関する異動届出等を受理 住民記録システムを使用し世帯・住所情報等を取得・確認 団体内統合宛名等システムを使用し他機関における資格情報を取得・確認 国保標準システムを使用し資格情報を入力・管理 被保険者に対する被保険者証等の交付、給付関連証の認定・交付に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> 被保険者等から各種証の交付(再交付)申請を受理 国保標準システムを使用し資格情報等を確認 国保標準システム、団体内統合宛名等システムを使用し所得情報を取得・確認 国保標準システムを使用し各種証の交付判定・作成(交付)・履歴管理 被保険者証・高齢受給者証の一斉更新 療養給付、付加給付に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> 国保総合システムを使用し診療報酬明細(レセプト)情報を受理 国保総合システムを使用し診療報酬明細(レセプト)情報の内容を点検・審査 診療報酬等の支払 被保険者等から各種給付に関する申請を受理 国保標準システムを使用し資格情報等を確認 団体内統合宛名等システムを使用し他機関における給付情報を取得・確認 各種給付の支給決定及び被保険者等への通知・支給 国保標準システムを使用し給付情報を入力・管理 医療費通知・ジェネリック差額通知 療養給付における一部減額・減免に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> 被保険者等から一部減額・減免の申請を受理 国保標準システムを使用し資格情報等を確認 一部減額・減免の決定及び被保険者等への通知 滞納者に対する療養給付に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> 被保険者等から療養給付に関する申請を受理 国保標準システムを使用し資格情報等を確認 療養給付費の充当決定及び被保険者等への通知・支給 保険料の賦課(計算)に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> 被保険者等から保険料の減額・減免に関する届出・申請を受理 国保標準システムを使用し資格情報等を取得・確認 国保標準システムを使用し保険料を賦課(計算)・管理 被保険者等へ納入通知書・納付書を送付 保険料の徴収に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> 被保険者等が保険料を納付 国保標準システムを使用し収納情報を入力・管理 被保険者等へ納付証明書を交付、口座振替済通知を送付 国保標準システムを使用し滞納処分情報等を取得 被保険者等へ督促状・催告書を送付 被保険者等から徴収に関する届出・申請を受理 国保標準システムを使用し滞納処分等を判定・決定 被保険者等へ徴収に関する通知等を送付 <p>※ 特定個人情報等の流れについては、別添1を参照</p>	<p>3 システム刷新による記載変更</p>

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民健康保険に関する事務	
②事務の内容 ※	<p>また新宿区は、地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主および擬制(みなし)世帯主に対して、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算して国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減および減免を行う。 ・銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。 ・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 <p>番号法の別表第二を基に新宿区は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p>	3 システム刷新による記載変更

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

I 基本情報

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム			
システム1		5~8	システム刷新による記載変更
①システムの名称	<u>保険料(税)賦課システム</u>		
システム2			
①システムの名称	<u>資格管理システム</u>		
システム3		17	システム刷新による記載変更
①システムの名称	<u>給付システム</u>		
システム4			
①システムの名称	<u>保険料(税)収納システム</u>		
3. 特定個人情報ファイル名			
<u>(1)国保賦課ファイル</u> <u>(2)国保資格ファイル</u> <u>(3)国保給付ファイル</u> <u>(4)国保収滞納ファイル</u>		17	システム刷新による記載変更
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由			
①事務実施上の必要性	<u>※(1)~(4)各ファイルは平成31年2月から(平成31年1月までは国民健康保険情報ファイル)</u>	17	システム刷新による記載変更
(別添1)			
事務の内容	<u>市町村事務処理標準システム</u>	19	システム刷新による記載変更
(別添2)			
ファイル記録項目	<u>特定個人情報ファイル記録項目(平成31年1月まで)</u>	125	システム刷新による記載変更

変更または追記した箇所		ページ	事由等		
II 特定個人情報ファイルの概要					
1. 特定個人情報ファイル名					
(1) 国保賦課ファイル～(4) 国保収滞納ファイル					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
委託事項		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務			
再委託	⑦再委託の有無 ※	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">再委託する</td> </tr> </table>	再委託する		<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託する				
	⑧再委託の許諾方法	委託元は、委託先に対してあらかじめ再委託を行う旨を書面により提出させ、委託元が承諾を与えている。委託先は委託元の承諾に基づき再委託を実施している。			
⑨再委託事項	①システム用基盤の仮環境、RDS環境の保守作業②システム用基盤の保守および監視作業③システムの宛名・連携、資格、賦課、給付、収滞納の保守作業④システムにおける共通部分の保守作業⑤その他システム保守全般				
		40,608,105	システム刷新による記載変更		

変更または追記した箇所		ページ	事由等
II 特定個人情報ファイルの概要			
1. 特定個人情報ファイル名			
(1) 国保賦課ファイル			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託事項2	保険料の賦課(計算)に関する事務		
①委託内容	保険料の賦課(計算)に関する事務		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> <u>特定個人情報ファイルの一部</u> <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> <u>10万人以上100万人未満</u> <input type="checkbox"/> <u>10万人未満</u> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同じ	
	その妥当性	被保険者情報の入力を行う際にデータを確認する必要がある	
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> <u>10人未満</u> <input type="checkbox"/> <u>10人以上50人未満</u> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> <u>専用線</u> <input type="checkbox"/> <u>電子メール</u> <input type="checkbox"/> <u>電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</u> <input type="checkbox"/> <u>フラッシュメモ</u> <input type="checkbox"/> <u>紙</u> <input type="checkbox"/> <u>その他</u> ()		
⑤委託先名の確認方法	情報公開請求等にて公開		
⑥委託先名	同上		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> <u>再委託しない</u> <input type="checkbox"/> <u>再委託する</u> <input type="checkbox"/> <u>再委託しない</u> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

41 国保事務センター業務委託による追記

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(2) 国保資格ファイル

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託事項3		被保険者資格の取得・喪失・変更に関する事務		62 国保事務センター業務委託による追記
①委託内容		被保険者資格の取得・喪失・変更に関する事務		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/>		
		<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/>		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※		特定個人情報ファイルの範囲と同じ	
その妥当性		被保険者情報の入力を行う際にデータを確認する必要がある		
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input checked="" type="checkbox"/> 専用線	<input type="checkbox"/> 電子メール	
		<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙	
		<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>	
⑤委託先名の確認方法		情報公開請求等にて公開		
⑥委託先名		同上		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法			
	⑨再委託事項			

変更または追記した箇所		ページ	事由等
II 特定個人情報ファイルの概要			
1. 特定個人情報ファイル名			
(2) 国保資格ファイル			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託事項4		被保険者に対する被保険者証の交付、給付関連省の認定・交付に関する事務	
①委託内容		被保険者に対する被保険者証の交付、給付関連省の認定・交付に関する事務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同じ	
	その妥当性	被保険者情報の入力を行う際にデータを確認する必要がある	
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] その他 []	
⑤委託先名の確認方法		情報公開請求等にて公開	
⑥委託先名		同上	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
		62	国保事務センター業務委託による追記

変更または追記した箇所		ページ	事由等
II 特定個人情報ファイルの概要			
1. 特定個人情報ファイル名			
(3) 国保給付ファイル			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託事項3	被保険者に対する被保険者証の交付、給付関連省の認定・交付に関する事務		
①委託内容	被保険者に対する被保険者証の交付、給付関連省の認定・交付に関する事務		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同じ	
	その妥当性	被保険者情報の入力を行う際にデータを確認する必要がある	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] その他 []		
⑤委託先名の確認方法	情報公開請求等にて公開		
⑥委託先名	同上		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
	85	国保事務センター業務委託による追記	

変更または追記した箇所		ページ	事由等
II 特定個人情報ファイルの概要			
1. 特定個人情報ファイル名			
(3) 国保給付ファイル			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託事項4		療養給付、付加給付に関する事務	
①委託内容		療養給付、付加給付に関する事務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同じ	
	その妥当性	被保険者情報の入力を行う際にデータを確認する必要がある	
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		情報公開請求等にて公開	
⑥委託先名		同上	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
		85	国保事務センター業務委託による追記

変更または追記した箇所		ページ	事由等	
II 特定個人情報ファイルの概要				
1. 特定個人情報ファイル名				
(3) 国保給付ファイル				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託事項5	療養給付における一部減額・減免に関する事務			
①委託内容	療養給付における一部減額・減免に関する事務			
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部			
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同じ		
	その妥当性	被保険者情報の入力を行う際にデータを確認する必要がある		
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		86 国保事務センター業務委託による追記	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] その他 ()			
⑤委託先名の確認方法	情報公開請求等にて公開			
⑥委託先名	同上			
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない		
	⑧再委託の許諾方法			
	⑨再委託事項			

変更または追記した箇所		ページ	事由等
II 特定個人情報ファイルの概要			
1. 特定個人情報ファイル名			
(3) 国保給付ファイル			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託事項6	滞納者に対する療養給付に関する事務		
①委託内容	滞納者に対する療養給付に関する事務		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同じ		
その妥当性	被保険者情報の入力を行う際にデータを確認する必要がある		
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()		
⑤委託先名の確認方法	情報公開請求等にて公開		
⑥委託先名	同上		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

86 国保事務センター業務委託による追記

変更または追記した箇所		ページ	事由等
II 特定個人情報ファイルの概要			
1. 特定個人情報ファイル名			
(4) 国保取滞納ファイル			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託事項2	滞納者に対する療養給付に関する事務		
①委託内容	滞納者に対する療養給付に関する事務		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同じ	
	その妥当性	被保険者情報の入力を行う際にデータを確認する必要がある	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()		
⑤委託先名の確認方法	情報公開請求等にて公開		
⑥委託先名	同上		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

106 国保事務センター業務委託による追記

変更または追記した箇所		ページ	事由等
II 特定個人情報ファイルの概要			
1. 特定個人情報ファイル名			
(4) 国保取滞納ファイル			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託事項3	保険料の徴収に関する事務		
①委託内容	保険料の徴収に関する事務		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同じ	
	その妥当性	被保険者情報の入力を行う際にデータを確認する必要がある	
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
⑤委託先名の確認方法	情報公開請求等にて公開		
⑥委託先名	同上		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

106 国保事務センター業務委託による追記

変更または追記した箇所		ページ	事由等
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策			
1. 特定個人情報ファイル名			
(1) 国保賦課ファイル (2) 国保資格ファイル (3) 国保給付ファイル (4) 国保収滞納ファイル		136	システム刷新による記載変更
Ⅴ 開示請求、問合せ			
1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求			
個人情報ファイル名	(1) 国保賦課ファイル (2) 国保資格ファイル (3) 国保給付ファイル (4) 国保収滞納ファイル	159	システム刷新による記載変更

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民健康保険に関する事務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	3 オンライン資格確認の導入に伴う追記

変更または追記した箇所	ページ	事由等
<p>I 基本情報</p>		
<p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</p>		
<p>システム9</p>		
<p>①システムの名称</p>	<p>次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」(*)という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	
<p>②システムの機能</p>	<p>1. 診療報酬明細(レセプト)情報連携機能 医療機関より国保連合会へ提出のあった診療報酬明細(レセプト)情報を連携する。</p> <p>2. 診療報酬明細(レセプト)情報点検機能 区に設置された専用端末を使用して診療報酬明細(レセプト)情報を確認・点検、軽微な修正が可能のほか、点検結果を国保連合会へ送信する。</p> <p>3. 統計資料等作成・出力機能 診療報酬明細(レセプト)情報より療養給付費に関する統計資料等を作成・出力する。</p> <p>4. 資格継続業務(詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>5. 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別添1を参照) (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>6. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを 市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、 市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>※ ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。 ※ 当該システムは、国保連合会が管理・運用 ※ 国保連合会と専用端末とは、専用線により接続 ※ 国保情報トータルシステムとは、電子記録媒体を使用しデータ連携</p>	<p>12</p> <p>オンライン資格確認の導入に伴う追記</p>

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

I 基本情報

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム12			
①システムの名称	<p><u>医療保険者等向け中間サーバー等</u></p> <p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii)情報照会 及び (iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得 及び (ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p>	15	オンライン資格確認の導入に伴う追記
②システムの機能			
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (次期国保総合システムおよび国保情報集約システム)</p>		

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

I 基本情報

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

<p>①事務実施上の必要性</p>	<p>国民健康保険に関する事務の各種申請書において、個人番号が記載されるようになるため、個人番号を用いて被保険者等の資格情報や所得情報をよりの確かかつ効率的に把握し、国民健康保険に関する事務を適切・円滑に行う。</p> <p>また、情報提供ネットワークを使用し国や他自治体等と医療保険情報等を連携することで、被保険者等が申請時に提出している各種証明書等を省略することで行政手続きを簡略化し、被保険者等の利便性の向上を図る必要がある。</p> <p>国民健康保険事務では被保険者等に対して以下の業務を実施する。関連する届出・申請書の記載や所得情報等の入手・提供において個人番号を使用することとなり、これらの業務を遂行するために必要な特定個人情報を収集・管理する必要がある。</p> <p>(1) 国保賦課ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の算定・通知 <p>(2) 国保資格ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格・属性管理 ・被保険者資格異動管理 ・被保険者証の発行 ・課税情報の把握 ・高齢者負担割合の判定、高齢受給者証の発行 ・<u>オンライン資格確認の準備業務(※1)</u> <p>(3) 国保給付ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト情報の取り込み ・保険給付申請受付～支払 <p>(4) 国保収滞納ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の徴収・督促・還付の管理および振替口座の管理 ・保険料の徴収、滞納整理 <p>※1 <u><オンライン資格確認の準備業務></u> <u>オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、以下の特定個人情報を保有する必要がある。</u></p>	<p>17</p>	<p>オンライン資格確認の導入に伴う追記</p>
<p>②実現が期待されるメリット</p>	<p>◆これまで窓口等で提出・提示が求められていた関係書類の省略が図られることで、国民健康保険の手続きにおける被保険者等の負担軽減及び利便性の向上が得られる。</p> <p>◆他機関への情報照会により、資格・所得・給付に関する情報が的確かつ効率的に把握することが可能となり、事務の効率化が図られ、より適正な国民健康保険制度の運営へとつながる。</p> <p><u><オンライン資格確認の準備業務></u> <u>・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。</u></p>		

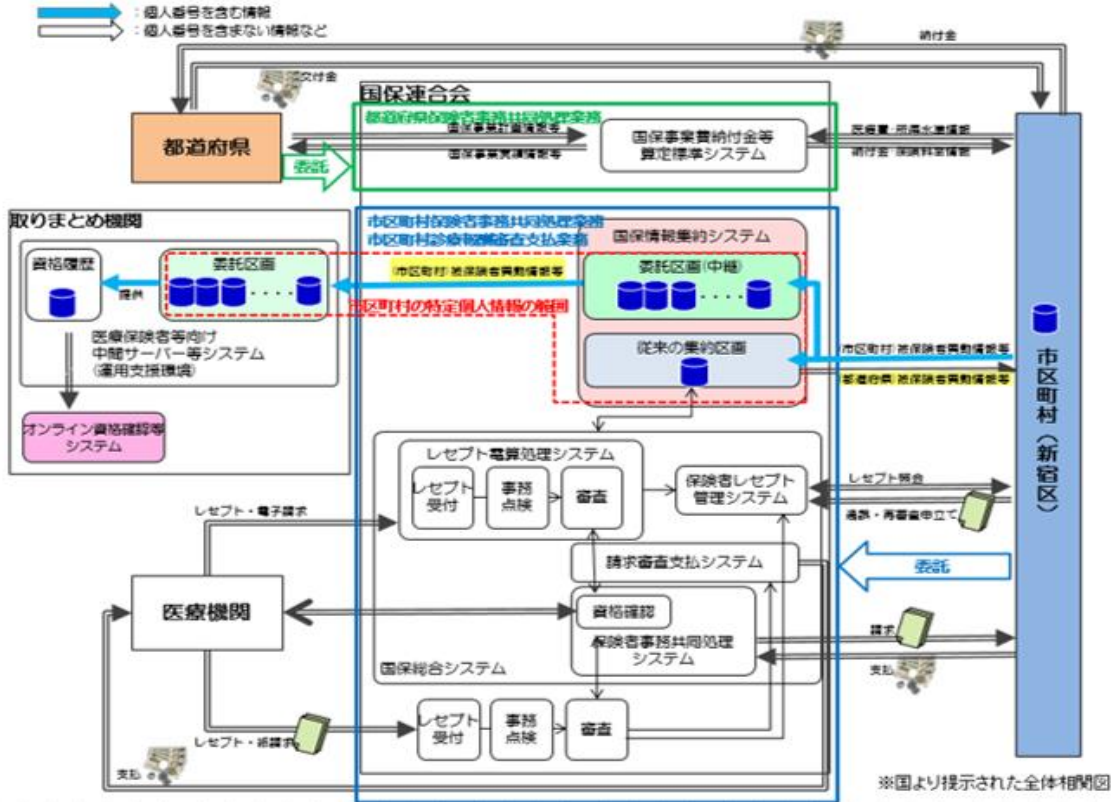
変更または追記した箇所		ページ	事由等
I 基本情報			
5. 個人番号の利用 ※			
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項別表第一の30の項 2. 番号法第9条第2項 3. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <u><オンライン資格確認の準備業務></u> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	17	オンライン資格確認の導入に伴う追記
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※			
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) ・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45 <u><オンライン資格確認の準備業務></u> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	18	オンライン資格確認の導入に伴う追記

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

I 基本情報

(別添1)事務内容②

B. 国民健康保険の業務委託とシステムの関係



32

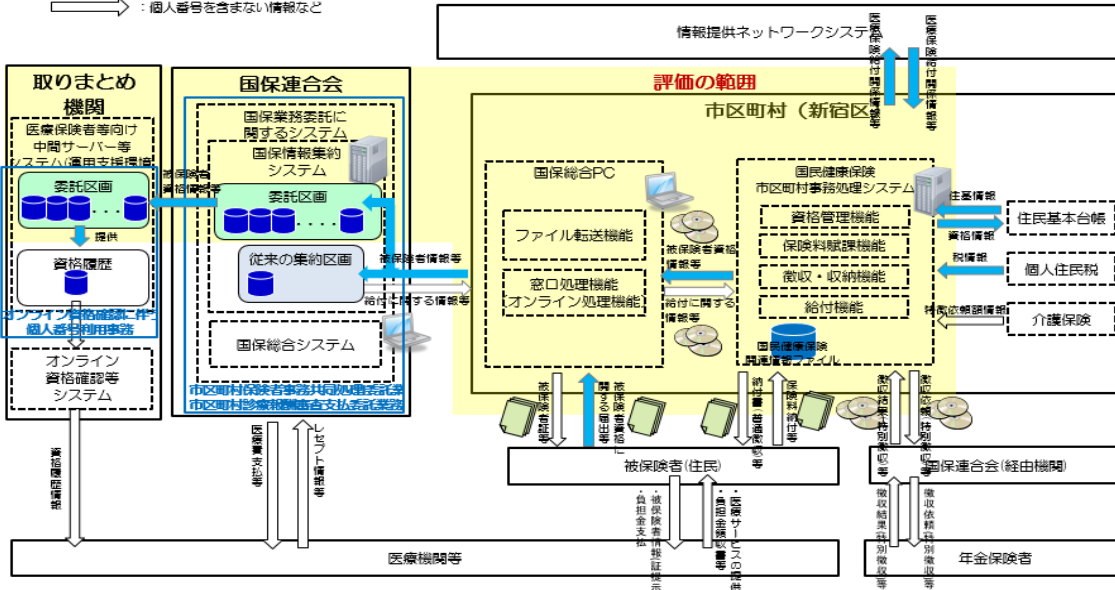
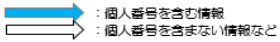
オンライン資格確認の導入に伴う追記

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

I 基本情報

(別添1)事務内容②

C. 国保総合PCと市区町村システムとの関係



32 オンライン資格確認の導入に伴う追記

(備考)

1. 市区町村被保険者事務共同処理業務
 - 1-1. 国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務を実施する必要があり、これらの業務を行うために「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。
 - ・なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用し、特定個人情報保護評価が必要になる。
 - 1-2. 上述の他に、高額医療費共同事業、レセプト点検の支援等を委託するが、これらの業務を行う「次期国保総合システム」では個人番号を使用しない。
 - 1-3. オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、
 - ・次期国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。
2. 都道府県被保険者事務共同処理業務
 - ・都道府県が、国民健康保険の保険給付費(歳出)および国庫負担金や前期高齢者交付金等の歳入を推計し、保険料収納必要額を推計しその保険料収納必要額を確保するために、所得水準に基づき市区町村ごとの保険料収納必要額を算定するとともに、標準保険料率を計算するための「国保事業費納付金等算定標準システム」の設置と運用を国保連合会に委託する。
 - ・なお、本業務を行う国保事業費納付金等算定標準システムでは個人番号を使用しない。
3. 市区町村診療報酬審査支払業務
 - ・保険医療機関等から提出される診療報酬等の審査支払を国保連合会に委託する。
 - ・なお、本業務および本業務を行う「次期国保総合システム」では個人番号は使用しない。
4. オンライン資格確認の準備業務
 - ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
 - ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者技番の採番管理、被保険者技番と個人番号の紐づけ管理などを行う。
 - ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
 - ・オンライン資格確認のための準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。

33 オンライン資格確認の導入に伴う追記

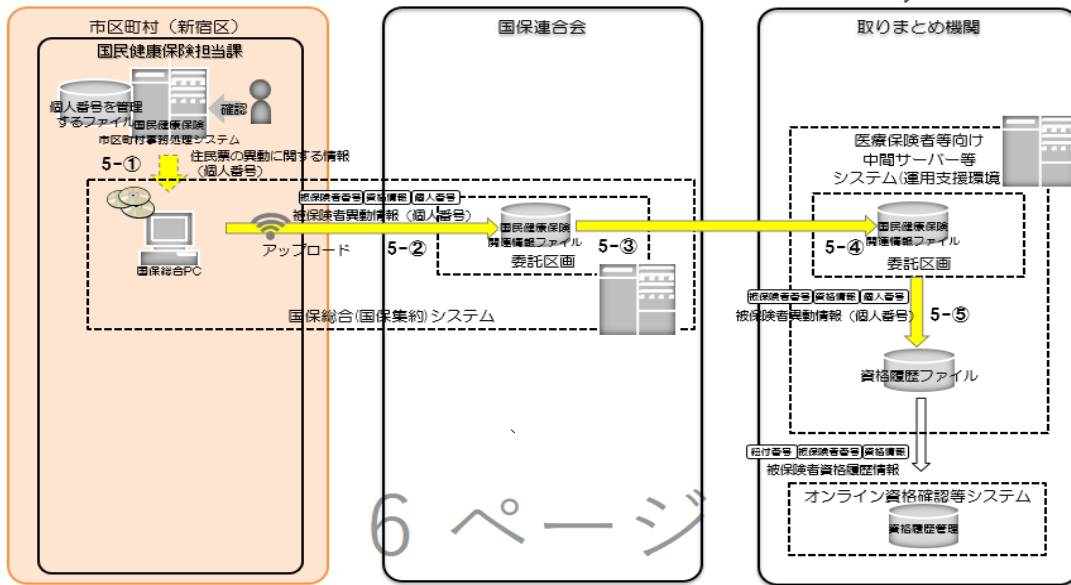
変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

I 基本情報

(別添1)事務内容②

3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

→ : 個人番号を含む情報
 ⇨ : 個人番号を含まない情報など

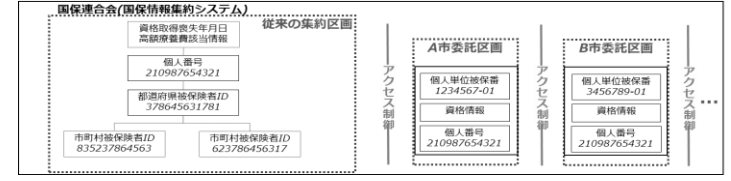


37 オンライン資格確認の導入に伴う追記

(備考)

- 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供
 - ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバー等にて加入者の資格履歴情報の管理を行う。
 - ・上述の資格履歴情報の管理を行うため、市区町村(新宿区)において被保険者情報等を抽出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ情報登録を行う。

- ⑤被保険者異動情報等の送信
 - 5-①国民健康保険市区町村事務処理システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。
 - 電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
 - 5-②市区町村(新宿区)の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
 - 5-③国保連合会の次期国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村(新宿区)から送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同区画の情報を更新し、更新後の同区画の情報から医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送付するための「被保険者異動情報」を作成、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信される。
 - 次期国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村(新宿区)ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため次期国保総合(国保集約)システム内では、特定個人情報に関する機関間(市区町村間)の提供等は発生しない。



- 5-④医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画では、次期国保総合(国保集約)システムから受信した「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 医療保険者等向け中間サーバー等システムでは、市区町村(新宿区)ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため、特定個人情報の機関間の提供等は発生しない。
- 5-⑤医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画の「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの運用支援環境において、委託区画から取得した「被保険者異動情報」を資格履歴ファイルに格納することで、市区町村(新宿区)から取りまとめ機関へ特定個人情報の機関間提供が発生する。

37 オンライン資格確認の導入に伴う追記

変更または追記した箇所	ページ	事由等
-------------	-----	-----

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名			
(2) 国保資格ファイル			
委託事項2	資格継続業務に関する市町村保険者事務共同処理業務		
① 委託内容	<ul style="list-style-type: none"> 療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。 	61	オンライン資格確認の導入に伴う追記
② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 		

変更または追記した箇所		ページ	事由等
II 特定個人情報ファイルの概要			
1. 特定個人情報ファイル名			
(2) 国保資格ファイル			
委託事項5	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務		
①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(*):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者 ・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 *国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう		
その妥当性	オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。		
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	63	オンライン資格確認の導入に伴う追記
	[] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()		
⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。		
⑥委託先名	国保連合会 (国保連合会は、国保中央会に再委託する)		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)	

変更または追記した箇所		ページ	事由等
II 特定個人情報ファイルの概要			
1. 特定個人情報ファイル名			
(2) 国保資格ファイル			
委託事項6	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務		
①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう		
その妥当性	市区町村(新宿区)とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。		
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()		
⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開する。		
⑥委託先名	支払基金		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	

63

オンライン資格確認の導入に伴う追記

変更または追記した箇所	ページ	事由等
<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p>		
<p>(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目</p>		
<p>○「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、以下の項目を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号) ・券面記載の被保険者証記号 ・券面記載の被保険者証番号 ・券面記載の氏名(漢字) ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名 ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字) ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名 ・被保険者証裏面への性別記載の有無 ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無 ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日 	<p>130</p>	<p>オンライン資格確認の導入に伴う追記</p>

変更または追記した箇所	ページ	事由等
<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p>		
<p>3. 特定個人情報の使用</p>		
<p>ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</p>	<p>< 国保情報トータルシステムにおける措置 > ◆ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。 < 市区町村事務処理標準システムにおける措置 > ・システムを使用する職員を特定してユーザIDとパスワードによる認証、IDに応じたアクセス制御機能により不正な使用を防止している。 ・職員ごとにユーザIDを発効して認証に使用するパスワードは、定期的に変更を行っている。 < 団体内統合宛名システムにおける措置 > ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な業務システムの制限等により不正な使用を防止している。 ・職員ごとにユーザIDを発効して認証に使用するパスワードは、定期的に変更を行っている。 < 国保総合PCにおける措置 > ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。また平成30年4月よりユーザID・パスワードによるユーザ認証及び生体認証(静脈認証)を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p>	
<p>特定個人情報の使用の記録 具体的な方法</p>	<p>< 市区町村事務処理標準システムにおける措置 > ・ユーザー名、端末名、操作日時、操作画面、アクセス区分(照会、異動)、アクセス対象者を記録している。 ・アクセス記録は、ハードディスクまたはデータセンタ内のバックアップストレージに保管する。 ・アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備している。 また、異常アクセス(休業日や業務時間外のアクセス等)については、定期的を確認する。 < 国保総合PCにおける措置 > ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。</p>	<p>139 オンライン資格 確認の導入に 伴う追記</p>
<p>リスク4: 特定個人情報 ファイルが不正に複製される リスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>< 市区町村事務処理標準システムにおける措置 > ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみに限定している。 ・特定個人情報を記録した外部記録媒体は、施錠保管して持ち出しのルールを定め遵守している。 (鍵の管理は所属長が任じた特定の担当者が行う) ・委託業者に対し、個人情報の取扱委託に関する覚書を締結して従業者への周知・徹底を義務付けている。 ・バックアップファイルの取得は、入室管理を行っているデータセンタでの作業に限定されている。 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外に不要なファイルを複製しないよう、従業者に対し周知する。 ・上記の周知方法は「従業者」が職員の場合は個人番号を扱い始めるタイミングまたは新規従業者の職員に対しては初期教育時に、国保年金課長より説明する。また「従業者」が委託先従業者の場合、個人情報の取扱委託に関する覚書を締結して委託業者による従業者への周知・徹底を義務付けている。 < 国保総合PCにおける措置 > ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査される。 * :ここというGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 ・国保総合PCと既存の国民健康保険市区町村事務処理システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</p>	

変更または追記した箇所		ページ	事由等
<h3>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</h3>			
<h4>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</h4>			
<p>特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な管理方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧・更新者を限定するため、事前に情報資産を取り扱うすべての従事者名簿(所属、氏名、作業内容、取り扱う情報資産等)の提出を義務付けている。 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限等により、事前に申請許可された者以外のアクセスを制限している。 ・運用保守業務において特定個人情報ファイルにアクセスする場合は、作業員および作業内容等を事前に確認して承認を行っている。 ・当区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定」を明記することとしている。 ・また、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。 ・さらに、委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させることとしている。 <p> <u><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></u> <u>・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。</u> <u>・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。</u> <u>・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。</u> <u>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</u> </p>		
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な管理方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の使用の記録は、操作履歴(日時、使用者、使用情報等)としてストレージおよび外部媒体に5年間記録している。 ・外部媒体に記録する場合は、外部媒体を施錠管理されたデータセンタで保管する。(以下、操作履歴、システムログの記録先は「ストレージ等」と表記する) ・委託先の従業員等が当区の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合には、国保連合会の国保総合(国保集約)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録することとしている。 ・国保連合会の特定個人情報保護責任者は、定期的にまたはセキュリティ上の問題が発生した際に当該記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当区の情報セキュリティ管理者は、委託契約に基づき、委託先に当該記録の開示を請求し、調査することで操作者個人を特定する。 ・記録の保存期間については、当区の文書管理規程に従って、一定期間保存する。 <p> <u><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></u> <u>・操作ログを中間サーバーで記録している。</u> <u>・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。</u> </p>	142	オンライン資格確認の導入に伴う追記
<p>特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書において、業務上知り得た個人情報等の第三者への提供禁止(守秘義務)を定めている。 ・原則として、事前に新宿区の承諾を得た場合を除き再委託を禁止している。 ・作業終了後、書面により作業内容等を報告させることで、その内容を確認している。 ・当区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用及び第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、またはこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。 ・また、当区における個人情報保護条例第32条の4により、委託先においても個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けている。 ・さらに、当区の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。 <p> <u><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></u> <u>・契約書において当区が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。</u> <u>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</u> </p>		

変更または追記した箇所	ページ	事由等
<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p>		
<p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p>		
<p>特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及び ルール遵守の確認方法</p>	<p>◆契約書において、業務上知り得た個人情報等の目的外利用・複製及び持出しの禁止を定めている。 (契約終了後についても徹底するよう明記) ◆作業終了後、書面により作業内容等を報告させることで、その内容を確認している。 ◆当区の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書において、委託業務の定期報告及び緊急時報告を義務付けし、特定個人情報の取扱いに関して定期的に委託先から書面にて報告を受けるとしている。 ◆当区から国保連合会への特定個人情報の送付に関しては、国保総合PCで送付を行った際に送付記録を帳簿に記入している。 ◆記録の保存期間については、当区の文書管理規程に従い、一定期間保存する。 ◆特定個人情報の貸与に関しては、外部提供する場合に必要なに応じてパスワードの設定を行うこと、および管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。 ◆さらに、当区の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、または報告を求める。</p> <p><u>＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞</u> ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</p>	
<p>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法</p>	<p>・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業員に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 ・また、再委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p> <p><u>＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞</u> <u>・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</u> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	<p>143 オンライン資格確認の導入に伴う追記</p>
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>＜国保連合会における措置＞ ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報等が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムをデータセンタに設置し、設置する場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報保護責任者(連合会)の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</p> <p><u>＜取りまとめ機関における措置＞</u> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	

変更または追記した箇所	ページ	事由等
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策		
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	155	オンライン資格確認の導入に伴う追記

変更または追記した箇所	ページ	事由等
<p>IV その他のリスク対策 ※</p>		
<p>2. 従業者に対する教育・啓発</p>		
<p>従業者に対する教育・啓発 具体的な管理方法</p>	<p><新宿区における措置> ・職員に対して、情報セキュリティ研修を定期的実施して保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用等について周知している。なお、違反行為を行った者に対しては、違反の程度や情状に応じて指導を行う。 ・委託業者に対して、個人情報の取扱委託に関する覚書を締結して従業者への研修・教育の実施や保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用等の周知を義務付けている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員および事業者に対して、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度: 年間1回程度 ・教育方法: 集合教育 ・教育対象: 職員および嘱託員 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p> <p><サイバーセキュリティに関する教育・啓発> ・教育事項: 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第29条の2における、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度: おおむね一年ごと ・教育方法: 集合教育 ・教育対象: 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 * 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年 政令第427号)」によるもの。</p>	<p>157</p> <p>オンライン資格確認の導入に伴う追記</p>
<p>3. その他のリスク対策</p>	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減および技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	